

# 第 3 章

開発事業等における環境配慮の指針

## 1 基本的考え方

### (1) 目的

本計画に掲げた5つの都市環境像を実現するためには、第2章に掲げた施策・事業の推進とともに、市内において実施される各種の開発事業等(※)の計画立案段階から適切な環境配慮を行うことが重要である。

そこで、本章では開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮の指針策定の考え方を示す。なお、具体的な指針については、別冊の「横浜市環境管理計画（環境配慮指針編）」による。

※ 本章にいう開発事業等とは、土地の形状の変更，工作物の新設その他これらに類する事業をいう。

### (2) 環境配慮の基本的事項

各種の開発事業等に共通する環境配慮の基本となるものであり、開発事業等を行うものは、これに基づき環境配慮に努めるものとする。

### (3) 事業別配慮指針及び地域別配慮指針

事業別配慮指針及び地域別配慮指針は、「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」（以下、「事業調整要綱」という。）が対象とする開発事業等を対象とするものである。

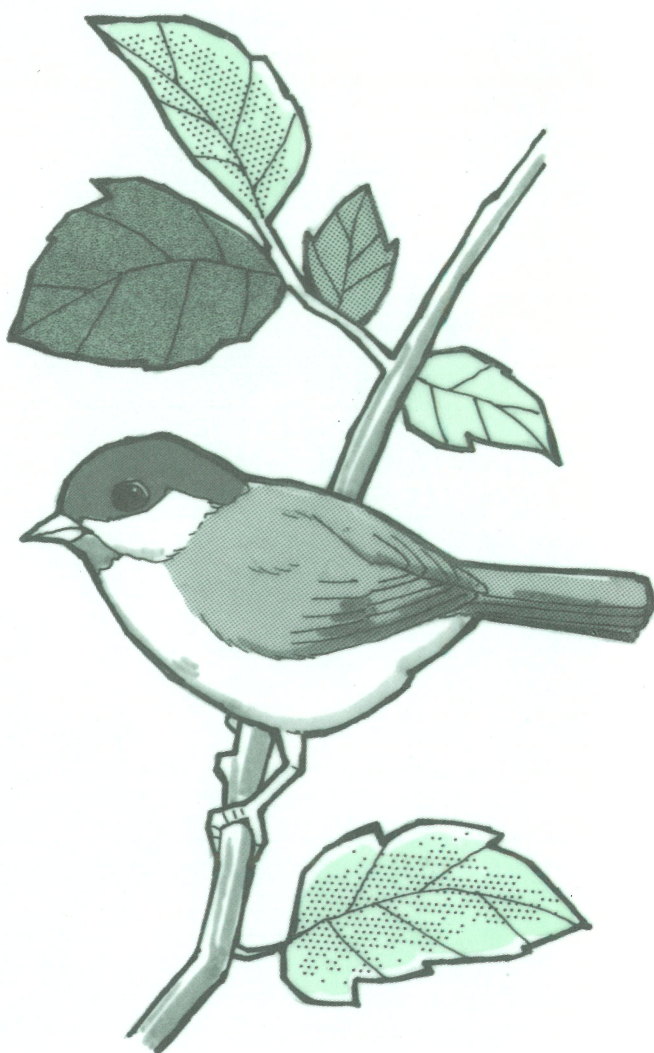
事業別配慮指針は、事業の種別ごとの特性を踏まえ、事業が及ぼす環境への影響について適切な配慮事項を示すものである。

地域別配慮指針は、地域の特性からみた環境面での制約条件をもとに、良好な環境を保全・創造していくための配慮事項を示すものである。

なお、これらの指針は、その他の事業についても、その一部が参考になると考えられる。

### (4) 本章において対象とする

環境への配慮項目は  
概ね次ページの表とする。



【環境への配慮項目】

大項目	配慮項目	説明
生活環境 □ 公害等 □	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌汚染物質の発生に対する配慮
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮
	悪臭	生活環境等に影響を及ぼす悪臭に対する配慮
	超低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす超低周波音の発生に対する配慮
	電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
	日照障害	生活環境等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
	風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制及び再利用の促進、二次公害の発生に対する配慮
自然環境	水象	河川、海域等の流量・流路及び地下水位等水象への影響に対する配慮
	緑・生物	動植物の生息・生育環境、自然環境の保全及び創造に対する配慮
社会文化環境	地域生活環境	地域分断等地域生活への影響に対する配慮
	景観	自然景観、地域景観、眺望点（ビューポイント）等の保全及び圧迫感の発生に対する配慮
	文化財等	有形文化財、旧跡・史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮
	災害（安全）	自然的・人工的災害に対する配慮
	省資源・省エネルギー	合理的・効率的な資源・エネルギー利用に対する配慮

### 2 環境配慮の基本的事項

#### (1) 周辺土地利用に配慮した

##### 環境負荷の低減

開発事業等による環境への負荷は、事業の内容や周辺地域の環境特性により、その影響の程度が異なってくる。このため、開発事業等による生活環境への著しい影響（大気汚染、水質汚濁等）を及ぼさないよう、周辺地域の環境特性を踏まえた環境配慮を行う等、環境への負荷の低減に努める。また、住工混在等土地利用の混乱は各種の環境問題を引き起こす要因になることがあり、業務地、工業地、住宅地、農地等、それぞれの土地利用と調和のとれた開発となるよう配慮に努める。

#### (2) 地域の自然環境への

##### 適切な配慮

横浜市のように住宅地が広がる都市地域においては、身近な「緑」や「水辺」は、動植物の生息・生育環境であるとともに、人々の暮らしにうるおいとやすらぎを与えるためにも重要なものであり、人と自然が共生する生活環境を形成する上で不可欠な要素となっている。

このため、まとまった緑地、都市横浜の景観を創り出している優良な斜面緑地、河川の源流域、水辺、農地、現存する貴重な動植物等自然環境を極力保全するよう努める。また、改変を伴う場合には、環境変化に対する緩和措置を取ることや、地域の特

性に応じて、緑化や水辺の整備、動植物の生息・生育環境としての質の向上等の良好な環境の創造を図るよう努める。

#### (3) 少負荷型・循環型都市の形成

「環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市」の実現のため、省資源・省エネルギー等の配慮に努める。

#### (4) その他、以下に示す事項について

##### 配慮する必要がある。

- ア 「ゆめはま2010プラン」及びその区別計画等との整合を図ること。
- イ 第2章に示された「市民・事業者に期待される行動」の実現に努めること。
- ウ 工事方法等については、地域環境と調和したものを採用するように努めること。

### 3 事業別配慮指針の策定方針

#### (1) 対象事業等

事業調整要綱の事業分類に準じて、以下の10の事業を対象とする。(規模は同要綱に準じるものとする。)

- ① 開発行為等土地の改変を伴う事業
- ② 道路整備事業
- ③ 鉄道・軌道整備事業
- ④ 工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）
- ⑤ 廃棄物処理施設新增設事業
- ⑥ 終末処理場新增設事業
- ⑦ 飛行場整備事業（ヘリポート等小型飛行場）
- ⑧ 公有水面埋立事業
- ⑨ 大規模建築物新設事業
- ⑩ 運動・レクリエーション施設等新設事業

#### (2) 事業別配慮指針の構成

##### ア 配慮項目ごとの検討事項

大気汚染や水質汚濁等の配慮項目ごとに、環境に影響を及ぼすと一般的に想定される事柄を検討事項として記載する。

##### イ 一般的配慮事項

計画立案に当たって、一般的に配慮が必要と考えられる基本的な事項を記載する。

##### ウ 配慮事項の例

事業調整における配慮事項の参考事例として、配慮項目ごとに環境保全に資すると考えられる配慮事項の例を記載する。



4 地域別配慮指針の策定方針

(1) 配慮項目選定の考え方

配慮項目の中には、事業内容による影響が中心となる項目や、地域の特性を考慮する部分もあるが基本的には事業ごとに環境への配慮を行うことで対応可能となる項目があるが、事業が行われる地域の環境特性を併せて考慮しなければならない配慮項目も存在する。

地域別配慮指針では、このように地域ごとの環境特性を考慮すべきと考えられる

「大気汚染」, 「地盤沈下」, 「水象」のうち「地下水かん養」及び「緑・生物」を指針策定の対象とする。また、「文化財等」についてはその分布状況を地図で示すこととし、具体的な配慮事項は事業別配慮指針で対応することとする。

なお、水系、水域ごとに配慮すべき事項が異なる「水質汚濁」, 「水象」のうち流量その他については「横浜市水環境計画」の「目標達成の方策」を準用する。

個別配慮項目についての選定の考え方を次に示す。

配慮項目	地域別配慮の必要性についての考え方
大気汚染※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
水質汚濁※	「横浜市水環境計画」の目標達成の方策による
土壌汚染	地域特性よりも事業内容による影響が中心
騒音	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
振動	
地盤沈下※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
悪臭	地域特性よりも事業内容による影響が中心
超低周波音	
電波障害	
日照障害	
風害	
廃棄物等	
水象 ※	「地下水かん養」については、地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある 流量その他については「横浜市水環境計画」の目標達成の方策による
緑・生物※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
地域生活環境	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
景観	地域特性よりも事業内容による影響が中心
文化財等※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
災害（安全）	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
資源・エネルギー	地域特性よりも事業内容による影響が中心

## (2) 地域別配慮指針の構成

### ア 地域区分

注目する配慮項目によって環境特性分布が異なっているため、配慮項目ごとにそれぞれの環境特性分布からみた適切な地域区分を設定した地図を掲載する。

### イ 地域の特性と配慮事項

区分した各地域ごとの「地域の特性」を記述し、環境への配慮を行うべき「配慮事項」を示した。なお、配慮項目によっては、当該地域において特に重点を置くべき環境配慮の方向を「重点事項」で示した。

